

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文

◎ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>（建築物環境衛生管理基準） 第二条（略） （削る） （手数料） 第三条（略）</p>	<p>（建築物環境衛生管理基準） 第二条（略） （法第五条第四項の政令で定める特定建築物） 第二条の二 法第五条第四項の政令で定める特定建築物は、もつぱら事務所の用途に供される特定建築物（国又は地方公共団体が公用に供するものを除く。）とする。 （手数料） 第三条（略）</p>